

佐渡市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1. 目的

佐渡市農業委員会農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するにあたり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法第88号）に基づき、佐渡市農業委員会が定めた区域を単位として推進委員の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をするものです。

2. 主な業務内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を推進する。
- (2) 担当地区において、農地の権利移動などの許認可等に係る農地について、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と連携し、現地確認を行う。
- (3) 担当地区において、農業委員と連携して農地の利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等への利用意向の確認を行う。

3. 募集人員

37人

【農業委員会が定めた区域別に募集】

地区名	その地区の区域	定数（人）
両津地区	合併前の両津市の区域	7
相川地区	合併前の相川町の区域	3
佐和田地区	合併前の佐和田町の区域	3
金井地区	合併前の金井町の区域	4
新穂地区	合併前の新穂村の区域	3
畑野地区	合併前の畑野町の区域	4
真野地区	合併前の真野町の区域	4
小木地区	合併前の小木町の区域	2
羽茂地区	合併前の羽茂町の区域	4
赤泊地区	合併前の赤泊村の区域	3
計		37

4. 任期

農業委員会から委嘱された日（令和8年7月24日予定）から令和11年7月23日まで

5. 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び応募の手続き

規定の様式に必要な事項を記入の上、持参又は郵送により、ご提出ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

佐渡市農業委員会事務局、各支所・行政サービスセンターの窓口に備えるほか、佐渡市農業委員会ホームページからもダウンロードできます。
URL：<http://www.city.sado.niigata.jp/site/noui/>

(3) 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）【必着】

(4) 提出先及び方法

- ・持参される場合は、佐渡市農業委員会事務局、各支所・行政サービスセンターのいずれかに、募集期間内の平日の開庁時間（午前8時30分から午後5時30分）に提出してください。
- ・郵送される場合は、佐渡市農業委員会事務局宛に、4月30日（木）必着で提出してください。

7. 選任方法

推進委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、候補者の審査、評価を行い、農業委員会に報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）

農業委員会は、評価委員会の評価結果をもとに推進委員を選定し、農業委員会総会で決定し委嘱します。

なお、選任結果は、候補者全員に文書で通知します。

8. 情報の公表

農業委員会等に関する法律第19条第2項及び同施行規則第12条の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、佐渡市農業委員会ホームページ等で、以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をし、又は応募する区域
- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格又は要件等
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が推薦を受ける者を農業委員として推薦し、又は応募する者が農業委員に応募しているか否かの別

9. その他

- (1) 推進委員に推薦又は応募される者は、同時に農業委員にも推薦又は応募することができます。ただし、推進委員と農業委員を兼務することはできません。
- (2) 身分については、非常勤特別職の地方公務員となり、職務には守秘義務が伴います。

10. 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市農業委員会事務局
TEL. 0259-63-5115